

【知識チェックシート兼申立書】

◆ 一般廃棄物処理業変更届

○一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」）及び法施行規則（以下「省令」）に定める変更事項が生じたときは、その内容を届け出る義務があります。

届出をせず又は虚偽の届出をした者は30万円以下の罰金に処せられる場合があります。（法第30条第2号 変更届出義務違反）

次の文章は「法」及び「省令」の一般廃棄物処理業変更届出に関する記述であり、空欄を下記の語群の中から選び全て埋めてください。

法第7条の2第3項

（ ア ）又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は（ イ ）その他（ ウ ）を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を（ エ ）に届け出なければならない。

省令第2条の6

1 法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 （ オ ）又は（ カ ）

二 次に掲げる者

イ 法第7条第5項第4号りに規定する法定代理人

ロ （ キ ）及び政令で定める使用人

ハ 法第7条第5項第4号ルに規定する政令で定める使用人

三 （ ク ）及び（ ケ ）の所在地（住所を除く。）

四 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

2 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から（ コ ）以内に行うものとする。

問 一般廃棄物収集運搬業に係る「事業の用に供する主要な施設」とは主に何を指しますか。

➤ （ サ ） 、 （ シ ） 及び船舶、積替え又は保管場所等をいう。

問 一般廃棄物収集運搬業に係る「主要な設備の構造又は規模」とは主に何を指しますか。

➤ 積替え又は保管場所の （ ス ） 、 （ セ ） 、 積み上げることができる （ ソ ） をいう。

語群（全ての語を回答に使用するとは限りません。）

10日	20日	30日	60日	一般廃棄物収集運搬業者	役員	面積
環境省令で定める事項	事業場	市町村長	事務所	氏名	車両	
収集運搬施設保管場所	住所	船舶	高さ	積替えのための保管上限	名称	

ア		イ		ウ	
エ		オ		カ	
キ		ク		ケ	
コ		サ		シ	
ス		セ		ソ	

◆ 一般廃棄物処理業変更届出書の添付書類

○次の文章は一般廃棄物収集運搬業者の変更届出に添付する書類の記述であり、空欄を下記の語群の中から選び全て埋めてください。

●車両を「増車」するとき

一般廃棄物処理業変更届出書に加えて

新旧対照表※¹、（ タ ）の写し、（ チ ）を提出する。

ただし、所有者又は使用者が許可業者名義でないときは、（ ツ ）又は（ テ ）の写しを併せて提出する。

●車両を「減車」するとき

一般廃棄物処理業変更届出書に加えて新旧対照表※¹を提出する。

●収集運搬施設保管場所の「変更」又は「追加」をするとき

一般廃棄物処理業変更届出書に加えて

新旧対照表※¹、（ ト ）、（ ナ ）、（ ニ ）、（ ヌ ）を提出する。

ただし、土地の所有者が許可業者名義でないときは、（ ネ ）又は（ ノ ）の写しを併せて提出する。

なお、収集運搬施設保管場所平面図の駐車場所には（ ハ ）を記載する。

語群（全ての語を回答に使用するとは限りません。複数回使用する語もあります。）

事務所及び事業場付近見取図	自動車検査証記録事項	収集運搬施設保管場所付近図
車両の使用承諾書	収集運搬施設保管場所平面図	賃貸借等の契約書
寸法	土地建物※ ² 使用承諾書	車両の写真
	土地建物※ ² 登記簿謄本	車両のナンバー

※¹ 新旧対照表について、届出書内に新旧の内容を記載できる場合、添付は不要です。

※² 収集運搬施設保管場所が建物内にある場合は、建物の登記簿謄本及び使用承諾書を提出してください。

タ		チ		ツ	
テ		ト		ナ	
ニ		ヌ		ネ	
ノ		ハ			

◆ 一般廃棄物と産業廃棄物

○以下の廃棄物について、『一般』又は『産業』の適切と思われる方に○をしてください。

なお、以下のものは全て不要物とします。

- ・【公園の維持管理】として行った【樹木剪定で生じた剪定枝】は。(一般・産業 廃棄物)
- ・【公園の遊具の入れ替え】に伴って排出された【破損したプラスチック製のすべり台】は。
(一般・産業 廃棄物)
- ・【新聞販売店】の事業活動に伴って排出された【紙くず】は。(一般・産業 廃棄物)
- ・【製本業者】の事業活動に伴って排出された【紙くず】は。(一般・産業 廃棄物)
- ・【鮮魚店】から排出される【魚のアラ】は。(一般・産業 廃棄物)
- ・【ツナ缶の製造工場】から排出される【魚の骨】は。(一般・産業 廃棄物)
- ・【個人】が日曜大工で自宅の小屋から取り外した【トタン屋根】は。(一般・産業 廃棄物)
- ・改築工事を請け負った【建築業者】が当該工事により取り外した【トタン屋根】は。
(一般・産業 廃棄物)
- ・【畜産農家】が排出した【紙製の肥料袋】は。(一般・産業 廃棄物)
- ・【リサイクルショップ】が個人宅から花瓶を買い取ったが【陳列時に割れて不要となった物】は。
(一般・産業 廃棄物)

◆ 許可業者が収集運搬できる一般廃棄物について

○一般廃棄物収集運搬業の許可業者は、佐世保市一般廃棄物処理基本計画に定める「市が収集しないごみ」を東部・西部クリーンセンター及び指定引取場所等へ運搬することができます。

○『市が収集しないごみ』＝『許可業者が収集運搬できるごみ』

- ・引越し等により発生した臨時的大量なごみ
- ・事業系一般廃棄物（離島については臨時的大量なごみを除きステーションで収集する）
- ・し尿及び浄化槽汚泥
- ・60kgを超えるもの
- ・アパート・マンション等に居住する一般家庭から排出されるごみのうち、市の指定を受けていない集積所のごみ
- ・家電5品目

◆ クリーンセンターへの搬入について

- 許可業者においては、一般の利用者・排出者とは違い、東西クリーンセンターへ搬入できる廃棄物が異なります。
- 西部クリーンセンターへは、佐世保市が定める排出基準を遵守した一般廃棄物はすべて搬入可能です（処理除外物として定められたものを除く。）。
 - ・ただし、西部クリーンセンターへの搬入については、下本山町の市道田原棚方線（下本山交差点～西部ＣＣ間）を通らずに、国道２０４号から「浸出水処理施設」が隣接する交差点を通る搬入に努めること。
- 東部クリーンセンターへは、「燃やせるごみ」及び「畳（粗大ごみ）」のみ搬入可能です。

◆ 家電５品目の引取場所についてのお知らせ

- 家電リサイクル法の対象物である「家電５（４）品目」【冷蔵庫(冷凍庫)・テレビ・エアコン・洗濯機(衣類乾燥機)】については、クリーンセンターではなく、指定引取場所である佐世保ダイキユー運輸(株)へ搬入すること。

（※なお~~（株）~~山口商店は、家電の指定引取場所を佐々町の事業場に移転したため、佐々町の許可をお持ちでない方は搬入できません。）

◆ 搬入カードについて

- 佐世保市の一般廃棄物収集運搬業許可業者は、クリーンセンターにごみを搬入する際の受付手続きを省略し、処理手数料を翌月払いにする**搬入カード**を任意で作成することができます（**車両１台ごとにカードの実費１，０１２円を負担していただきます。**）。
- 搬入カード発行申請時の注意点
 - ・新規発行の際は、申請から**２週間程**お時間をいただきます。
 - ・申請時には、**車検証の写し・許可証の写し・登録車両一覧**を申請書に添えて東部（又は西部）クリーンセンターへ提出してください。
- 搬入カードの車両情報の書き換えについて
 - ・車両を入れ替える際は、搬入カードに入力されている情報を書き換える必要があります。**申請時と同様の書類**を添えて書き換えの申請をしてください。
 - ・カードは**車両１台につき１枚ずつ作成が必要**ですが、余ったカードを破棄せずに保管していれば、車両の入れ替え時に無料でデータの書き換えを行います。

.....
上記内容を正確に理解し、かつ、収集又は運搬を的確に行う知識及び技能を有することを申し立てます。

また、申請者は収集運搬業に従事する従業員に研修・指導を行い、当該従業員が業を的確に行う知識及び技能を等しく有することを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者（許可業者の氏名又は名称・代表者の氏名）

代理人による更新申請の場合でも、本申立書は申請者自身が記入してください。